

外郭団体に関する特別委員会の運営について（案）

1. 委員会の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 3 項に規定する市の出資法人に関し、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査する。

2. 基本的な運営方法

（1）委員会が審査の対象とする団体は別紙のとおりであり、審査事項は次のとおりとする。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業の進捗状況
- ③ 決算
- ④ その他重要な事項

（2）各団体について、所管局から資料の提出を求め、説明を聴取し質疑を行う。

（3）委員会審査の過程において、資料提出を必要とするときは、委員会に諮ったうえで、これを要求する。

（4）事業の進捗状況等を調査するため、必要に応じて実地視察を行う。

（5）以上の調査により、特に詳細なる調査を要すると認められる団体については、さらに調査を行う。

3. 委員会への提出資料

（1）団体の概要

- ① 定款
- ② 設立年月日
- ③ 資本金（又は基本財産）
- ④ 本市の出資金（又は出捐金）及び債務保証額
- ⑤ 機構、社員数（又は職員数）及び役員名簿

（2）予算及び事業計画

- ①各団体の予算を証する資料
 - ・ 予定損益計算書
 - ・ 収支予算書
 - ・ 予定活動計算書
 - ・ 予定正味財産増減計算書
 - ・ 予定貸借対照表 等
- ② 事業計画書

(3) 決算及び事業報告

①各団体の決算を証する資料

- ・ 損益計算書
- ・ 収支計算書
- ・ 活動計算書
- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 貸借対照表 等

② 事業報告書

(4) その他

- ① 業務実績に関する評価委員会の評価結果（地方独立行政法人に限る。）
- ② 経営改善の取組状況その他委員会又は所管局が必要と認める事項

4. 委員会への出席者

委員会には、当該団体を所管する局部長の出席を求める。

また、現職局部長を派遣している団体については、当該派遣者の出席も求める。

その他、当該団体の代表者等の出席について所管局から申し出がある場合は、委員会の冒頭で諮る。

別紙

外郭団体に関する特別委員会 令和8年度審査対象団体

法 人 名 (30団体)	所管局 (12局)
(公財) 神戸医療産業都市推進機構	企画調整局
(公財) 計算科学振興財団	〃
神戸都市振興サービス(株)	〃
神戸市公立大学法人	〃
(公財) 神戸国際コミュニティセンター	地域協働局
(公財) 神戸市民文化振興財団	文化スポーツ局
(公財) 神戸市スポーツ協会	〃
(公財) こうべ市民福祉振興協会	福祉局
(一財) 神戸在宅医療・介護推進財団	健康局
地方独立行政法人神戸市民病院機構	〃
公立大学法人神戸市看護大学	〃
(公財) こうべ産業・就労支援財団	経済観光局
(一財) 神戸観光局	〃
(一財) 神戸農政公社	〃
(株) 神戸商工貿易センター	〃
(株) 有馬温泉企業	〃
神戸市道路公社	建設局
(公財) 神戸市公園緑化協会	〃
神戸新交通(株)	都市局
神戸ハーバーランド(株)	〃
(株) 神戸サンセンタープラザ	〃
神戸高速鉄道(株)	〃
雲井通5丁目再開発(株)	〃
(株) こうべ未来都市機構	〃
(一財) 神戸住環境整備公社	建築住宅局
(株) 神戸フェリーセンター	港湾局
阪神国際港湾(株)	〃
(株) 神戸ウォーターフロント開発機構	〃
(一財) 神戸市水道サービス公社	水道局
(一財) 神戸市学校給食会	教育委員会